

三田市(平成 27 年 4 月 1 日から 3 か年)

対象建築物	建築物の構造	基礎工事に関する工程		建て方工事に関する工程	
		特定工程	特定工程後の工程	特定工程	特定工程後の工程
<p>新築、増築又は改築に係る部分が、次に掲げる構造、用途又は規模のものとする。</p> <p>(1) 一戸建ての住宅、兼用住宅、長屋又は共同住宅(以下「住宅」という。)で、床面積の合計が50㎡を超え、かつ、地階を除く階数が2以上であるもの</p> <p>(2) 法別表第1(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、3以上の階を有するもの(地階を除く階数が2以上であるものに限る。)又は、その用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超えるもの。</p>	木造	基礎(基礎くいを除く。以下この表において同じ。)の配筋工事(階数が2以下の住宅を除く。)	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事	柱、はり及び筋かいの建て方工事、枠組壁工法にあっては、耐力壁の設置工事	壁の内装工事又は外装工事
	鉄骨造	基礎の配筋工事	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事	2階の床版の取付け工事(平屋建にあっては、建て方工事)	壁の内装工事又は外装工事
	鉄筋、鉄骨鉄筋コンクリート造	基礎の配筋工事	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事	2階の床版の配筋工事(平屋建にあっては、屋根の配筋工事)	2階の床版及びはり(平屋建にあっては屋根)のコンクリートの打設工事
	木造と木造以外の構造を併用する構造	基礎の配筋工事	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事	柱、はり及び筋かいの建て方工事、枠組壁工法にあっては、耐力壁の設置工事	壁の内装工事又は外装工事

適用除外：・建築基準法第 85 条の規定の適用を受ける建築物

- ・法第 68 条の 10 第 1 項の規定による型式適合認定を受けて建築する建築物
- ・法第 68 条の 20 第 1 項に規定する認証型式部材等を有するもの
- ・住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成 11 年法律第 81 号)第 5 条第 1 項の規定による「建設された住宅に係る住宅性能評価書」の交付を受ける建築物